

水道料金等のお支払いが、 コンビニでできるようになりました！

[2013年8月]



- コンビニ納付の開始（平成25年8月から）

平成25年8月から釜石市の水道料金等が、これまでの金融機関や水道事業所、市役所等の取り扱いに加えて、全国の主なコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでお支払いできるのは、平成25年8月19日以降に発行される納入通知書等が対象です。バーコードが印字されている納入通知書をコンビニ店頭持参し、現金でお支払いください。取り扱い店は下記のコンビニになります。

曜日や時間を気にすることなく、営業時間内であれば、いつでも納付できますので、ご利用ください。手数料はかかりません。

- 【取扱いコンビニエンスストア】（50音順・平成25年5月現在）
 - エブリワン・R I C マート
 - MMK 設置店
 - K i o x（端末設置店）
 - くらしハウス
 - ココストア
 - コミュニティ・ストア
 - サークルK
 - サンクス
 - スリーエイト
 - スリーエフ
 - 生活彩家
 - セイコーマート・スーパー北海道
 - セーブオン
 - セブソーイレブン
 - デイリーヤマザキ
 - ハート・イン
 - ファミリーマート
 - ポプラ
 - ミニストップ
 - ヤマザキデイリーストア
 - ローソン



なお、口座振替をご利用の方には、これまでどおり納入通知書はお送りしません。

- 【コンビニエンスストアでお支払いできない納入通知書】
 - 1枚あたりの金額が30万円を超える納入通知書
 - 汚れや破損などによりバーコードの読み取りができない納入通知書
 - バーコードが印字されていない納入通知書（平成25年8月以前に発行された納入通知書）

- 【コンビニ収納について Q&A】
 - Q1. 市外のコンビニでも支払いができますか？
A1. ほぼ全国のコンビニでお取り扱いできます。（納期限内に限る）

 - Q2. どのように利用するのですか？
A2. コンビニ対応の納入通知書・督促状を、コンビニの窓口に持参し、支払います。

 - Q3. 土日や祝日でも支払いができますか？
A3. コンビニをご利用いただければ、各コンビニの営業時間内でしたら、いつでもお支払いできます。

 - Q4. 手数料はかかりますか？
A4. お支払いにかかる手数料については、お客様の負担はありません。

 - Q5. 従来の納入通知書、督促状を使ってコンビニで支払えますか？
A5. 平成25年8月以前に発行された、バーコードが印字されていない納入通知書、督促状はお取り扱いできません。従来の納入通知書、督促状をご利用の場合は、取扱金融機関や水道事業所窓口でお支払いください。

 - Q6. バーコードが汚れたり、破れてしまった場合、また、紛失した場合はどうすればいいのですか？
A6. 水道事業所窓口で再発行できます。直接おいでいただくか、ご希望の場合は郵送することもできますのでご相談ください。

 - Q7. 今まで利用してきた、取扱金融機関や水道事業所窓口では支払いができなくなるのですか？
A7. 今までどおりご利用いただけます。

 - Q8. 納入通知書を忘れてもコンビニで支払いができますか？
A8. 納入通知書を忘れた場合はコンビニ、取扱金融機関ではお支払いできません。

Q9. コンビニも便利だけど、他に便利な納付方法はありますか？

A9. 口座振替をご利用いただければ、料金支払いのための手間がなく、また、「ついうっかり」納め忘れることがないので、安心確実です。

- ご注意ください！
- コンビニでお支払いいただいた場合、釜石市で入金の確認ができるまでに2～3週間かかる場合があります。
- コンビニ納付の開始に伴い、納付書の様式が3つ折圧着はがきに変わります。

お問い合わせ

釜石市水道事業所 料金係

電話: 0193-23-5881